



福岡市

若者の居場所づくり ハンドブック

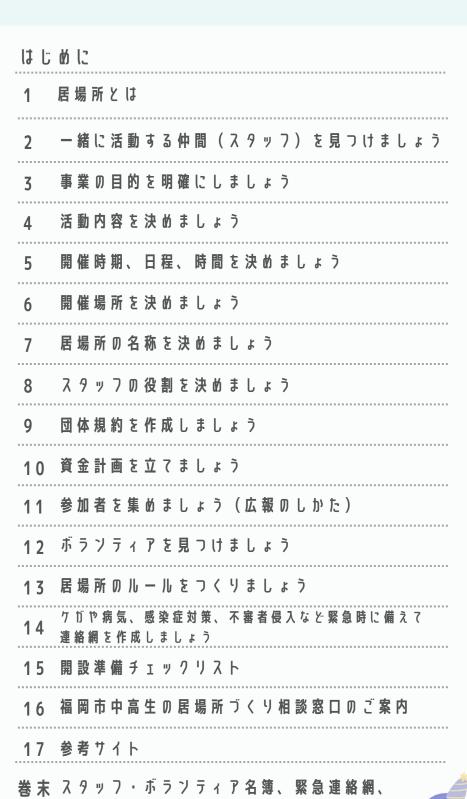
なまえ







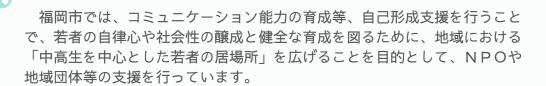
もくじ



1 1 0 番 1 1 9 番 通 報 メ モ







令和6年度より、居場所の開設・運営に関する相談対応や広報活動、人材 育成などを実施し、地域における居場所の充実を図ることを目的に、「若者 の居場所づくり活性化業務」がスタートしました。

この「若者の居場所づくりハンドブック」は、質問事項に答えて書き込んでいけば、居場所開設に必要なことが整理されスムーズに実践できるようにしています。

これから居場所づくりを始める方が、第一歩を踏み出すきっかけとなれば 幸いです。

若者のために行動する仲間と出会い、協働し、若者を応援する大きな輪が 広がっていくことを願っています。











こどもの居場所とは

■「こども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性全て」が居場所になり 得る。

「物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった 多様な形態」

■「その場や対象を居場所と感じるかどうかは、こども・若者本人が決める こと」

「そこに行くかどうか、どう過ごすか、その場をどのようにしていきたいかなど、こども・若者が自ら決め、行動する姿勢など、こども・若者の 主体性を大切にすること」が求められる。



こどもの居場所づくりを通じて目指したい未来

「全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、 様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や 外遊びの機会に接することができ、

自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって 幸せな状態 (ウェルビーイング) で成長し、

こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍して いけるよう、

「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する。」

※参考

こども家庭庁「こどもの居場所づくりに関する指針(本文)」 (令和5年12月22日)より抜粋

https://www.cfa.go.jp/policies/ibasho#



2. 一緒に活動する仲間(スタッフ)を見つけましょう居場所の必要性に共感し、協力してくれる人を見つけましょう

メモ欄

知人、ご近所さん、説明講座参加者など

主任児童委員、こども育成調査アドバイザー、スクールソーシャルワーカー、市区ボランティアセンター、PTA、自治協議会等に相談

チラシ、広報紙、回覧板、ホームページ、SNSで公募

福岡市中高生の居場所づくり事業補助金※や福岡市民活動保険制度※を利用したい場合は、5人以上の 構成人員が必要です (※印は巻末にリンクとQRコードあり)

3. 事業の目的を明確にしましょう

地域の課題やニーズがありますか? (例) コミュニケーション能力の低下、 社会参加の機会の減少、地域とのつなが りの希薄化、多様性の尊重、自己実現の 支援・・・・ メモ欄

どんな課題やニーズを解決したいでしょうか。

どんな目的で居場所を開設したいでしょ うか?











4. 活動内容を決めましょう

メモ欄

目的を果たすために、居場所ではどんな活動が有効でしょうか? (例)フリースペース、体験活動、文化活動、スポーツ活動、学習支援、

悩み相談

5. 開催時期、日程、	時間を決めましょう
活動開始時期は?	メモ欄
利用者が参加しやすい日程、時間帯は?	
スタッフが参加しやすい日程、時間帯は?	
目安となる参加人数、定員は?	
予約が入れやすい曜日・時間帯があり ますか?	
スタート前にプレオープンするのも有効 です。プレオープンの日時は?	
居場所の開設日時	











6. 開催場所を決めましょう

メモ欄 利用者・スタッフが来やすい場所があり ますか? 公民館、集会所、市民センター、 レンタルスペース、 福祉施設や店舗・事務所・個人宅等の 一部利用も検討しましょう 活動ができる十分な広さや設備がありま すか? (調理、スポーツ、学習支援、 インターネット接続環境など) 駐車場は使用できますか? 何台停められますか? 最寄りの駅、バス停、利用しやすい交通 機関がありますか? 会場使用料の額は? 冷房、暖房の設備は整っていますか? その費用は? 決定した開催場所はどちらですか?

7. 居場所の名称を決めましょう

わかりやすい名称ですか? 覚えやすいですか? 理念を表していますか?

マイナスイメージで使われていないか 検索して確認しましょう











メモ欄

8. スタッフの役割を決めましょう



- ・副代表
- ・会計
- ・監事
- ・その他
- ・開催場所の予約
- ・チラシや掲示物の作成と印刷
- ・備品や活動用品の購入
- ・ホームページ・SNS等開設と発信
- ・ボランティアの募集、連絡
- ・受付、案内、利用者対応
- ・アンケート作成と集計

居場所活動を担当する日時、曜日など

9. 団体規約を作成しましょう

○○○ 会則(例)

(名称及び活動の場)

第1条 本会は、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ と称し、主な活動の場を $\triangle\triangle\triangle$ する。

第2条 本会は、若者の居場所づくりを行うことで、中高生を中心とした若者の非行防止・健全育成を 図ることを目的とする。

(事業)

- 第3条 本会は、第2条に規定する目的を達成するために次の事業を行う。
 - (1) 若者の居場所の運営事業
 - (2)
 - (3) その他目的達成のために必要な事業

※参考 福岡市中高生の居場所づくり事業補助金 団体規約例 https://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo-mirai/k- kikaku/child/ tyuukousei_ibasyo_hojokin.html













10. 資金計画を立てましょう

開設準備

備品

- ・本、カードゲーム類
- ・ボードゲーム類
- ・スポーツ用品
- ・いすや棚など家具類
- ・家電
- ・その他

活動にかかる費用

- ・会場使用料
- ・印刷費
- ・消耗品(事務用品、洗剤、消毒液等)
- ・材料費
- ・冷暖房使用料
- ・その他

スタッフにかかる費用

- ・スタッフ交通費
- ・スタッフ活動費 有償?無償?

収入計画

- ・福岡市中高生の居場所づくり事業補助金
- ・参加費
- ・その他の収入(寄付金、クラウドファ ンディング、フードバンク利用)





(令和6年8月現在)



象位

- ○福岡市内の居場所、または開設予定
- ○利用者が、中高生を中心とした若者
- ○目的が、中高生を中心とした若者の非行防止・健全育成

若者の居場所を開設・運営している団体を対象に助成を行います。

- ○宗教または政治活動、営利を目的としない
- ○開設頻度は、月1回以上
- ○開催時間は、1回あたり概ね3時間以上
- ○開設時間は、常駐できる責任者を配置
- ○責任者とは別に、相談・活動補助できるスタッフを1名以上配置

以上をすべて満たし、定款・規約等を備えている団体が対象です

対象経費

開設経費補助金(上限額10万円)

※新たに居場所を開設する団体に限ります

事業経費補助金

※上限額は開設頻度により異なります

補助期間

最大4年

既に若者の居場所を開設中の団体は3年

※一定の条件を満たす居場所は、上記期間が終了した後も、新たに 補助金の交付申請が可能

補助金に関するお問い合わせ

こども未来局 こども政策部 こども健全育成課

TEL 092-711-4188

くわしくは、下記のページでご確認ください。

福岡市中高生の居場所づくり事業補助金 https://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo-mirai/ k-kikaku/child/tyuukousei_ibasyo_hojokin.html















11. 参加者を集めましょう (広報のしかた)

チラシを作成しましょう

- ・居場所の名称
- ・場所、日時、対象、参加費
- ・活動内容
- ・主催団体(事務局)、協賛団体
- ・問い合わせ方法、当日連絡先 など

広報の範囲は?

- ・町内
- ・小学校区、中学校区、複数校区
- ・区単位
- ・市全域

チラシはどこで配布・掲示しますか?

- ・学校
- ・地域の商店等
- ・公民館
- ・市民センター
- ・回覧板
- ・その他

地域情報紙に掲載を依頼しましょう

看板やのぼり等を設置しましょう

- ・ホームページ
- · SNS (Instagram、X (Twitter)、 Facebook等)
- も活用しましょう











12. ボランティアを見つけましょう

メモ欄

高校や大学のボランティア担当者、学生 団体に協力を依頼してみましょう

ボランティアセンターに相談してみましょう

※参考 福岡市社会福祉協議会 左「福岡市ボランティアセンター」 右「校区社会福祉協議会・各区社会福祉協議会」





13. 居場所のルールをつくりましょう

メモ欄

施設利用時の注意点や、利用者が気持ちよく過ごせるための約束事があれば確認 しましょう

(例) 大声を出さない、秘密は守るなど



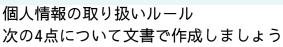








メモ欄



- 1. 個人情報を取得するとき 何に利用するのか目的を明示する
- 2. 個人情報を管理するとき 漏洩しないように注意し安全に管理 する
- 3. 個人情報を第三者に提供するとき 本人の同意を得る
- 4. 個人情報の開示を求められたとき 本人への開示に応じる

※参考 個人情報の取扱いルールとは?



画像・動画撮影のルール

(例) 撮影するとき

- ・撮影の目的、掲載媒体を説明し、許可
- ・許可の詳細は記録してスタッフに共 有する

(例) 使用するとき

- ・背景に不要なものが映らないよう注意 する
- ・画像・動画の掲載期間を決め、掲載 期間が終わったら必ず削除する
- ・必要に応じてぼかし加工や音声を消す などの処理を行う

14. 7 ガ や 病 気 、 感 染 症 対 策 、 不 審 者 侵 入 な ど 緊 急 時 に 備 え て 連絡網を作成しましょう

	名 称	住 所	電話番号
救急車			119
医療機関	〇〇内科		000-444
	○○整形外科		
地域の保健 福祉センター	○区保健福祉センター		
地域の学校	○○中学校		









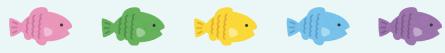


15. 開 設 準 備 チェッ クリスト

	開催2~3ヵ月前にすること					
1		スタッフの確保				
1		開催場所の予約				
1		スタッフの役割決め				
1		資金の確保、補助金の申請				
1		広報(チラシの作成と印刷、ホームページ・ SNS等アカウント開設、情報紙掲載依頼)				
1		ボランティアの募集				
1		開設準備に必要な備品の購入				
1						
1						
1						

メモ欄

	開催1ヵ月前にすること				
/		広報(チラシ配布と掲示、ホームページ・ SNS等で発信)			
/		活動用品のリスト作成、事務用品・消耗品等 の購入			
1		居場所のルールづくり			
1		当日の流れと役割分担を打ち合わせ			
1		スタッフ名簿作成			
/		ボランティアの確保			
/					
/					
1					



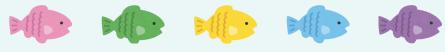








	開催1週間前までにするこ	צ ב
1	当日進行表の作成	メモ欄
1	会場レイアウト、環境構成を考える	
1	当日掲示物の準備(受付、荷物置き場、 トイレなど)	
10	記録方法の確認 (撮影担当者、カメラの 準備、保存方法、利用方法)	
. 1	ボランティア名簿作成	
1	緊急時連絡網の作成	
1	衛生管理、感染症対策の確認(手洗い、 手指消毒、咳エチケット、マスク着用の 有無、換気等)	
1	ボランティア活動保険・ボランティア 行事用保険※の加入	
1	福岡市市民活動保険制度※の内容を確認	
1		
1		
メモ欄		
	開催前日までの準備	
1	進行表、当日配布する印刷物等の配布準備	
1	会場の安全確認、カギの受け取り方の確認	
1	参加者名簿(記入用)、名札、手指消毒液、 メモ用紙、アンケート用紙、筆記用具、テー プ(掲示用)、緊急連絡網の準備	
1	会場使用料、冷暖房使用料の準備	
1	参加費を徴収する場合、おつりの準備	0
1	スタッフ、ボランティアの駐車場の確保	
1		











	and the state of the					
/		スタッフ、ボランティアの荷物の保管場所の確認	メモ欄			
/		会場の安全確認				
/		入口にチラシ掲示、その他張り紙の掲示				
10		会場づくり、環境構成 目的に応じた場づくり 交流しやすい、活動に集中しやすい リラックスして過ごしやすい、など				
1		受付準備 参加者名簿、参加費の集め方、名札、配布 物、掲示物、筆記用具、手指消毒液				
/		打ち合わせ 当日の役割分担				
/		ケガや事故が起きた場合の対応の確認				
1						
1						

メモ欄

	居場所開始				
1		参加者を見守り、困っていたら声をかける			
1		トイレの案内			
1		参加者に撮影目的を伝え許可を得て撮影する			
1					
1			0		
1					











	居場所終了					
1		終了の声かけをする、次回の案内	メモ欄			
1		アンケート記入の依頼と回収				
1		片付け				
10		活動の振り返り(よかった点、困った点、 利用者の人数、利用者の反応、改善点等)				
•/		会場清掃、会場内の確認(汚れ、 破損、 ごみ)、戸締り				
1		会場使用料と冷暖房使用料の支払い				
1		ケガや事故が起きた場合の対応の確認				
/ 198						

活動後の記録				
1		日時、場所、参加人数、参加者の様子、 参加者の感想、振り返りの内容、改善点など		
/		取得した個人情報は厳重に管理		
1		撮影した画像の保存と共有		
1				

		報告	
/	活動報告の発信	ホームページ、SNSなど	0
/	報告資料の作成	補助金の報告等	
/			



16.福岡市中高生の居場所づくり相談窓口のご案内



中高生を中心とした若者の居場所づくりに関して、 コーディネーターが、居場所の立ち上げや運営方法、 活動内容などについての相談をお受けします。 ぜひお気軽にご相談ください。

◆相談内容

- ・若者の居場所を立ち上げたい
- ・若者の居場所に関わってみたい
- ・若者の居場所を運営しているが、活動内容で困っている など

象放◆

- ・福岡市内で、若者の居場所を開設している、または開設予定の方
- ・居場所づくりにボランティアスタッフなどで関わってみたいと考えている方いる方など

◆相談日・相談窓□

①相談室

〈開設日時〉月曜日・木曜日

(祝日・年末年始(12月29日~1月3日)を除く)

11時~16時

〈開設場所〉福岡市西区徳永北10-16 ドリームウッズ伊都Ⅶ 105

②電話・メール

〈対応時間〉月曜日~金曜日

(祝日・年末年始(12月29日~1月3日)を除く)

9時~17時

〈電話番号〉070-9124-1631

〈メール〉info@sfd21japan.com

◆相談予約

電話またはメールにて、

- ・ご希望の相談方法(相談室・電話・メールのうちいずれか)と、
- ・ご希望日時 をお知らせください
- ※福岡市中高生の居場所づくり事業 中高生の居場所づくり相談窓口
 - ・相談に関する利用規約
 - ・プライバシーポリシー

に同意の上、相談をご利用ください。

https://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo-mirai/k-kikaku/child/shienin_boshu.html













17. 参考サイト

福岡市中高生の居場所づくり事業 相談に関する利用規約

https://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo-mirai/ k-kikaku/child/shienin_boshu.html



福岡市ボランティアセンター

(福岡市社会福祉協議会)

https://fukuokashakyo.or.jp/support/volunteercenter.html



福岡市若者総合相談センター ユースサポートhub(ハブ)

https://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo-mirai/ k-kikaku/child/youthsupporthub.html



福岡市市民活動保険制度

https://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/community/life/001.html



福岡市社会福祉協議会ボランティア活動保険

https://www.fukushihoken.co.jp/fukushi/front/ council/volunteer_activities.html



福岡市中高生の居場所づくり事業補助金 団体規約例

https://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo-mirai/k-kikaku/child/tyuukousei_ibasyo_hojokin.html



福岡市内の若者(中高生等)の居場所のご紹介 (福岡保育ナビふくいく)

https://fukuoka-city.mamafre.jp/child_place/



主に福岡市で活動している若者の支援団体 https://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo-mirai/ k-kikaku/life/wakamonosien.html



「個人情報保護法」をわかりやすく解説 個人情報の取扱いルールとは? (政府広報オンライン) https://www.govonline.go.jp/useful/article/201703/1.html#top



福岡市社会福祉協議会 ボランティア行事用保険

https://www.fukushihoken.co.jp/fukushi/front/ council/volunteer_events.html





m e m o













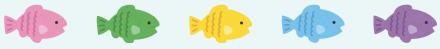
スタッフ・ボランティア名簿

氏 名	電話番号	備考 (住所・メールアドレスなど)
		O
		0
1-		











緊	刍	連	蛟	如
米	心	廷	1111	1419

	名 称	電話番号	備考(住所など)
警察	福岡県警察 事件・事故の緊急通報用専用電話	110	緊急度が高いとき
	警察安全相談コーナー	#9110 または、 092-641-9110	月曜〜金曜 9時〜17時45分 (祝日・年末年始を除く)
	最寄りの交番		
医療	救急車	119	緊急度が高いとき
	福岡県救急医療情報センター	#7119 または、 092-471-0099	救急車を呼ぶか迷ったとき 相談無料、通話料は利用者負 担、24時間365日
	小児救急医療電話相談	#8000 または、 092-731-4119	子どもの救急相談窓口 平日19時〜翌朝7時 土曜12時〜翌朝7時 日祝7時〜翌朝7時
地域の 保健福 祉セン ター	区保健福祉センター		
地域の学校	学校		
	学校		
	学校		
代表者 連絡先			0
建物の 管理者			











110番 119番 通報メモ

不審者侵入・事件 110番

災害・火事・救急車 119番



こちらは、



です。



不審者が侵入しました

○○が暴れています

ケガ人が○人います



火事です 出火位置は、○○です ○○が燃えています 逃げ遅れた人が○人います

> 救急です ○○が倒れました 意識がありません





住所は、 区 号です

住所がわからない場合は、近くの目標となる建物、交差点名などを伝えます。 ○○学校の○側です、○丁目交差点の近くです、など

建物の名前は、

です

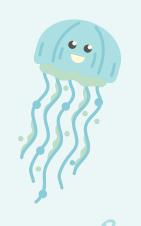
階の (部屋の名前)

にいます。

緊急時の役割分担を決めておきましょう

- ・通報
- ・初期消火
- ・避難誘導(先頭誘導・最終確認)
- · AED
- ・胸部圧迫・人工呼吸
- ・その他







福岡市若者の居場所づくりハンドブック

発行 福岡市

企画·制作 NPO法人SFD21JAPAN 令和6年8月

> < 相談室 > 福岡市西区徳永北10-16 ドリームウッズ VIII 105 <電 話 > 0 7 0 - 9 1 2 4 - 1 6 3 1

